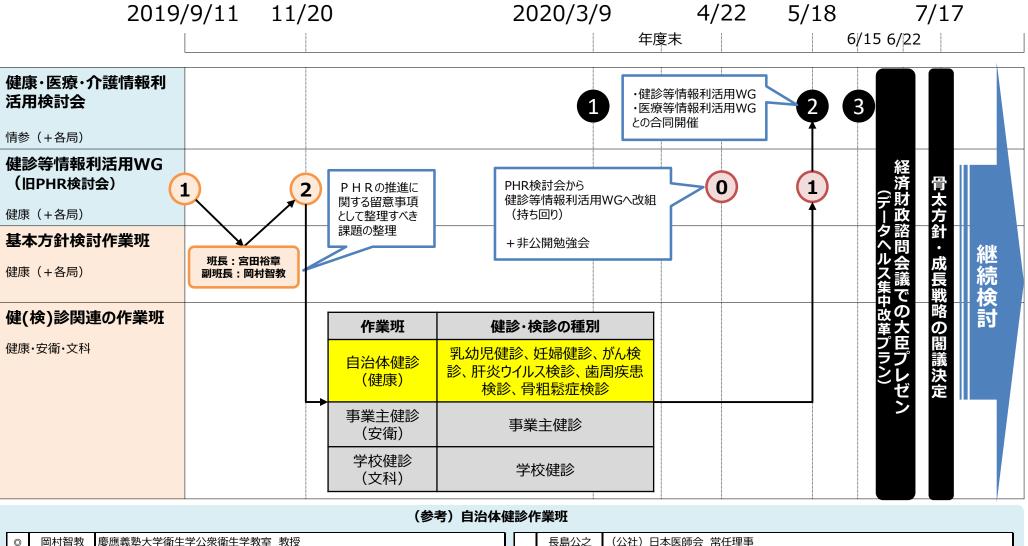
資料 4

PHRに係る検討経緯

厚生労働省 健康局健康課

PHRの検討経緯



0	岡村智教	慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室 教授	長島公之	(公社)日本医師会 常任理事
	金本昭彦	保健医療福祉情報システム工業会保健福祉システム部会福祉システム委員会 委員長	中澤よう子	全国衛生部長会
	是永匡紹	国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター 肝疾患研修室長	西本美和	全国保健師長会
	髙柴正悟	岡山大学大学院医歯学総合研究科歯周病態学分野 教授	福内恵子	全国保健所長会
	高橋宏和	(国研) 国立がん研究センター社会と健康研究センター 検診研究部室長	山懸然太朗	山梨大学大学院総合研究部医学域 教授
	吉村典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療センターロコモ予防学講座 特任教授	山本秀樹	(公社)日本歯科医師会 常任理事

5

(参考)各政府計画における記載 2020

経済財政運営と改革の基本方針2020~危機の克服、そして新しい未来へ~ (令和2年7月17日閣議決定)

3章「新たな日常 |の実現

- 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)
- ②マイナンバー制度の抜本的改善

関係府省庁は、PHR*の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。

※ Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握 するための仕組み。

- 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(医療・介護分野におけるデータ利活用の推進)

感染症、災害、救急等の対応に万全を期すためにも、医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速し、PHRの拡充も含めたデータヘルス改革を推進する。 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入のための「保健医療データプラットフォーム」を2020年度に本格運用を開始するとともに、患者の保健医療情報を 患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の 情報についても2022年中に稼働させる。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途に データヘルス改革に関する工程を具体化する。医療分野の個人情報の保護と利活用の推進策を検討する。

成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)

- 6. 個別の取組
- iii)スマート公共サービス
- ⑤ マイナンバーカードの普及、利活用の促進等

PHR^{*}の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。

- ※ Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。
- vii)次世代ヘルスケア
- ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保 (PHRの推進)
 - 個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR (Personal Health Record) を引き続き推進する。
 - マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供については、2020年6月から乳幼児健診等情報を開始するとともに、2021年3月から特定健診等情報を、2021年10月から薬剤情報をそれぞれ開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020年夏に策定する工程表に基づいた必要な法令の整備や地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
 - 民間事業者等によるPHRのデータ利活用については、マイナポータル等とのAPI連携や民間事業者に必要なルールの在り方等を2020年度目途に策定し、同サービスの普及展開を図る。

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

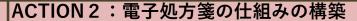
データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

○ 3つの仕組みについて、<u>オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用</u>しつつ、<u>令和3年に必要な法制上の対応等</u>を行った上で、<u>令和4年度中に運用開始</u>を目指し、効率的かつ迅速に<u>データヘルス改革</u>を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1:全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

<u>患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組み</u>について、 対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報) を拡大し、**令和4年夏を目途に運用開始**



重複投薬の回避にも資する**電子処方箋の仕組み**について、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い**令和4年夏を**目途に運用開始





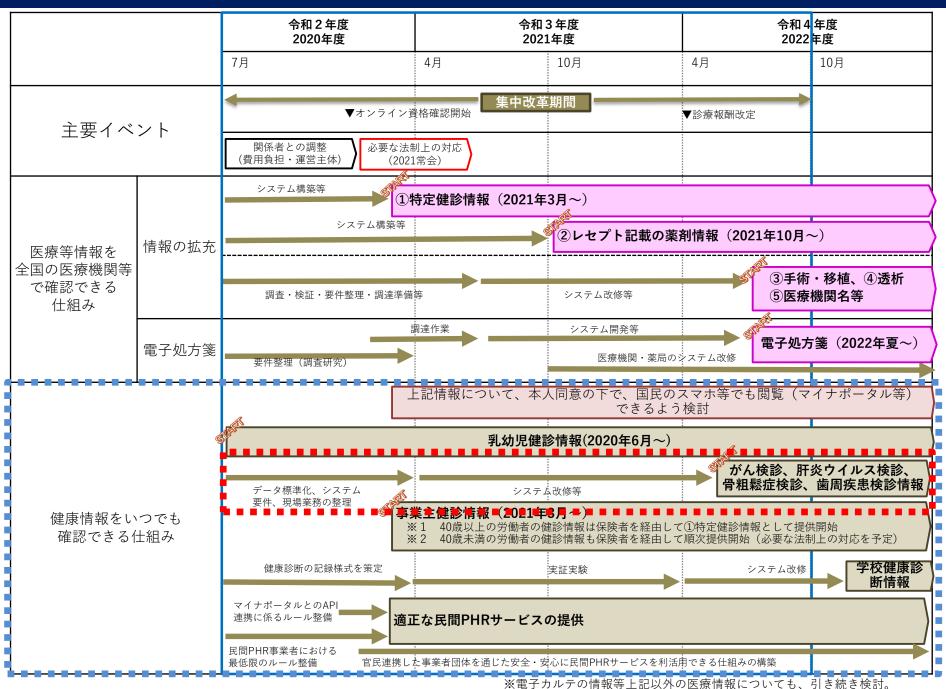
|ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大|

P C やスマートフォン等を通じて国民・患者が**自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み**について、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、**令和4年度早期から順次拡大し、運用**



[★]上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。 電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

データヘルス集中改革プラン(2年間)の工程



自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み(ACTION 3)

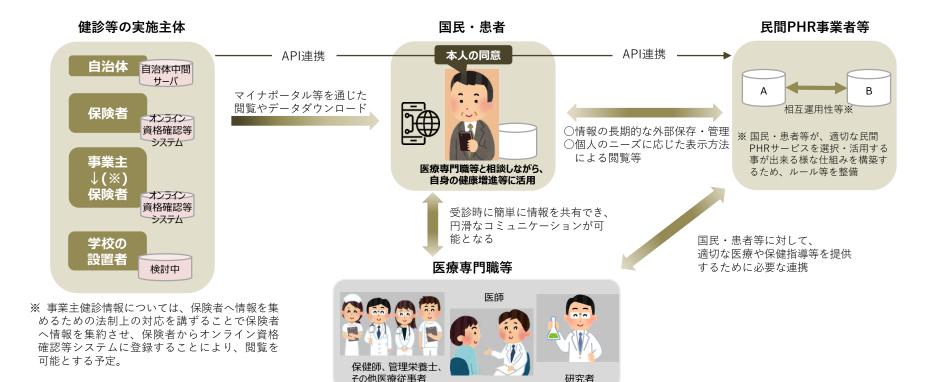
現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用 することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であること や災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確 な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

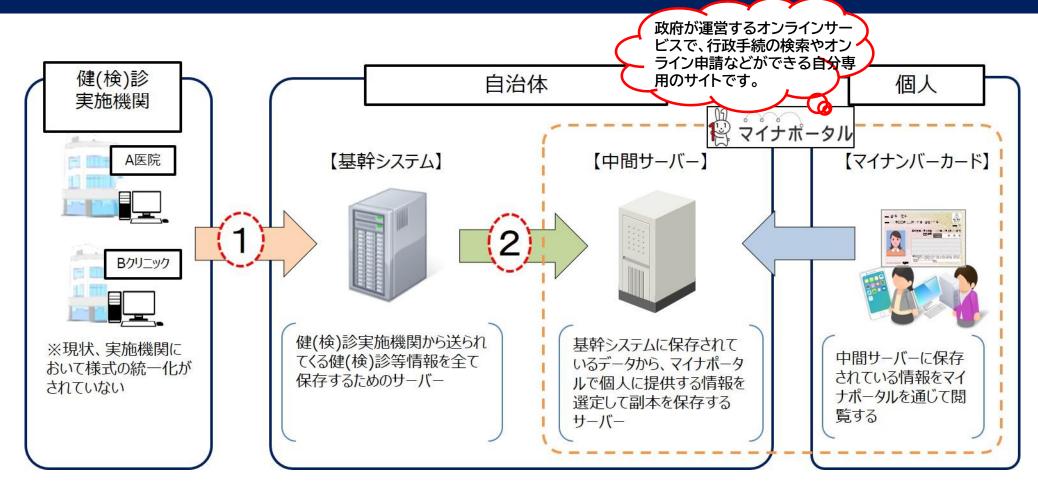


改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、 自身の保健医療情報をPCやスマホ等で 閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズ に応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



健 (検) 診結果等情報の利活用のためのマイナンバー情報連携に係る システム改修等事業 ~個人が健(検)診結果等を閲覧するまでのイメージ図~



- ① 健(検)診結果等の情報について、<u>様式を標準化</u>するとともに、自治体の基幹システムに取り込むためのシステム改修への補助
- ② 健(検)診結果等の一部の情報について、マイナポータルを通じて個人に提供するため、「データ標準レイアウト」を定めるとともに、中間サーバに**副本登録**を行うシステム改修への補助